

千原弁護士の

特商法の
エキスパート

法律Q&A

回答

確かに、医師法の問題を
検討する必要があります。

がある販売方法です。

医師法17条では、医師でなければ「医療」をなすはならない」となっています。

「医療」とは、「医行為」

「『医師の医学的判断及び

技術をもつてするもの」なれば

ば人体に危害を及ぼし、又は

危害を及ぼすおそれのある行

為」を反復継続する意思を

もって行い、い」といふこと

になつており、この「医行為」

ができるのは、医師、歯科医

師、看護師等の限られた資格

者だけです。

スコップを使用した営業活動は医療行為に該当するか

質問

当社では、新たなビジネスとして、健康機器とチャリのセット販売を考えています。展示販売形式で販売するのですが、講師がスコップを使用して血管の状態をチェックし、結果を見ながら勧誘するという形を取ります。ところが、当社のアドバイザーから、「スコップを使用した営業活動については、業界として医療行為に該当する可能性はあるため、各社自粛している」との情報提供がありました。関連して「血管年齢の測定であれば問題ない」との話もあります。法的にはどのような判断となるのでしょうか。

(訪販会社社長)

「スコップを使用して血管 及ぼします。つまり、その状態をチェック」ですが、「チェック」が、何らかの装置に一回だけ、とは言いえないのでは、恐ろしくたかと思ひます。反復継続する意思があるとされ、「医行為」への該当性が問題となりま

「医行為」に該当するおそれ

的な見地からの評価を伴い、

医師法に違反すると思ひま

す。

スコップを使用しても「人

体に危害を及ぼし、さなと思

うでしょうが、「血管の状態」

に判断を加えれば、その「お

それ」はあつた。

素人の誤った判断によつ

て、受けるべき治療を受けし

た。次に「血管年齢の測定であれば問題ない」ですが、例えば、血圧を測定するだけなら、

「数値に数値化され、それを示すだけなら良いですが、それに對して何らかの評価を加えるなら、やはり控えるべきです。使用するスコップの詳細が不明ですが、自動で数値が計測でき、かつ「血管年齢0歳相対」のような判定が自動で出る形で、それを示すだけであれば可能ですが、貴社側で

士会所属。現在、約170社（うちネットワークビジネス企業約90社）の企業・団体の顧問弁護士を務める。会社法に加え、一般的の法分野に加え、特定商取引法・割賦販売法・景品等表示法・知的財産法を専門分野とし、業界団体である全国直販流通協会の顧問を務める。著書に「Q&A連鎖販売取引の法律実務」（中央経済社）などがある。



プロフィール

1961年東京生まれ。85年司法試験合格。86年早稲田大学法学部卒業。88年に弁護士登録して、さくら共同法律事務所に入所し、94年より経営弁護士。第二東京弁護士会所属。

数値や画像など評価し、意見を述べれば医師法上の問題が生じます。また、血管の状態のチェックを行い、それに付随して身体への効能効果をアピールして、健康機器やサプリを販売すれば、薬機法、景品法等への抵触もあり得ます。

「識語」の語だけで、広告文

書ではない」と思ふかも知れ

ませんが、法律では口頭での

説明も規制対象となります。

事実、健康機器の講習会場に、

行政の担当者や警入し、録音

を取り、それをどこに処分が

行われた事例があります。

結論として、スコップを利用

した販売方法は、想定のリス

クがあると思ひます。